

銀行マンの実務に役立つ！ 平成26年度税制改正のポイント とその裏側



税理士法人近藤まこと事務所

PURE HEART SURE BUSINESS

近 藤 信

(中小企業診断士・税理士)



銀行マンの実務に役立つ！

平成26年度税制改正のポイントとその裏側 目次

- 1. はじめに 震災から3年経ったいま、新潟県人として新潟県の経営者とともに考えること…
- 2. 「アベノミクス」で何が変わり、何を求められるのだろうか？
- 3. 家族の中でも増・減税が入り混じる世の中に！？
- 4. 中小企業の本数は、20年間で110万社も減少している(-"-)
- 5. タイムリーで妥当な提案は、お客様と経営環境の正しい「現状認識」から始まる！
- 6. いまこそ、「心理的デフレ後遺症」をお客様と一緒に克服しなければならない！
- 7. 経営は投資と回収の連続である…「いまどきの投資と回収」とは！？
- 8. ～ . 前代未聞の設備投資減税！「生産性向上設備投資促進税制」等の特徴とは
- 9. 前代未聞の設備投資減税！既存の制度も拡充・延長され、一部重複適用も可能に
- 10. 交際費のうち飲食費の50%が損金算入可能に！
- 11. 所得拡大促進税制の見直し…給与支給総額2%以上の増加で減税に
- 12. 給与所得控除の上限引き下げ…高収入の会社員は大打撃！！
- 13. ゴルフ会員権等の譲渡損失の損益通算の廃止
- 14. 少額投資非課税制度(NISA)の口座開設を柔軟化
- 15. 自動車関連税制の見直し
- 付録 キレる金融機関担当者はここが違う！

1 . 震災から3年経ったいま、新潟県人として新潟県の経営者とともに考えること・・・

- 自分の生まれた、育まれた新潟で経営(仕事)のできることの喜びを感じよう！
- 本当の地域貢献とは・・・
- 「雇用と納税」の大切さをいま一度考えよう！
- いまになって、「Business Continuity Plan」という考え方の重要性が身に染みる・・・人には絶対的な寿命があるが、会社は残せる！
- 地域の間人(企業・金融機関・外部協力者)が三位一体となって、「雇用と納税の実現」を目指す時代

2. いったい我々は「アベノミクス」で何が 変わり、何を求められるのだろうか？

- 自立～当事者意識～自己責任～リスク・テーク
- お金を使う人には優しいという「古くて新しい政策」
- 特徴は、法人優遇税制、ヒトとモノへの助成金、そして、著しい個人増税(+_+)
- 経営者は、「昇給なしは、実質、減給」である現在の経営環境を理解できるか
- じつは、投資～回収～再投資までの時間がない！？
- 税制トレンドは経営者の必修科目！同じ家族でも個人の立場で税金が増減してしまう時代！？
法人減税、個人増税(金持ち受難)、付加価値課税

2. [参考] 企業関係税制改正・適用スケジュール

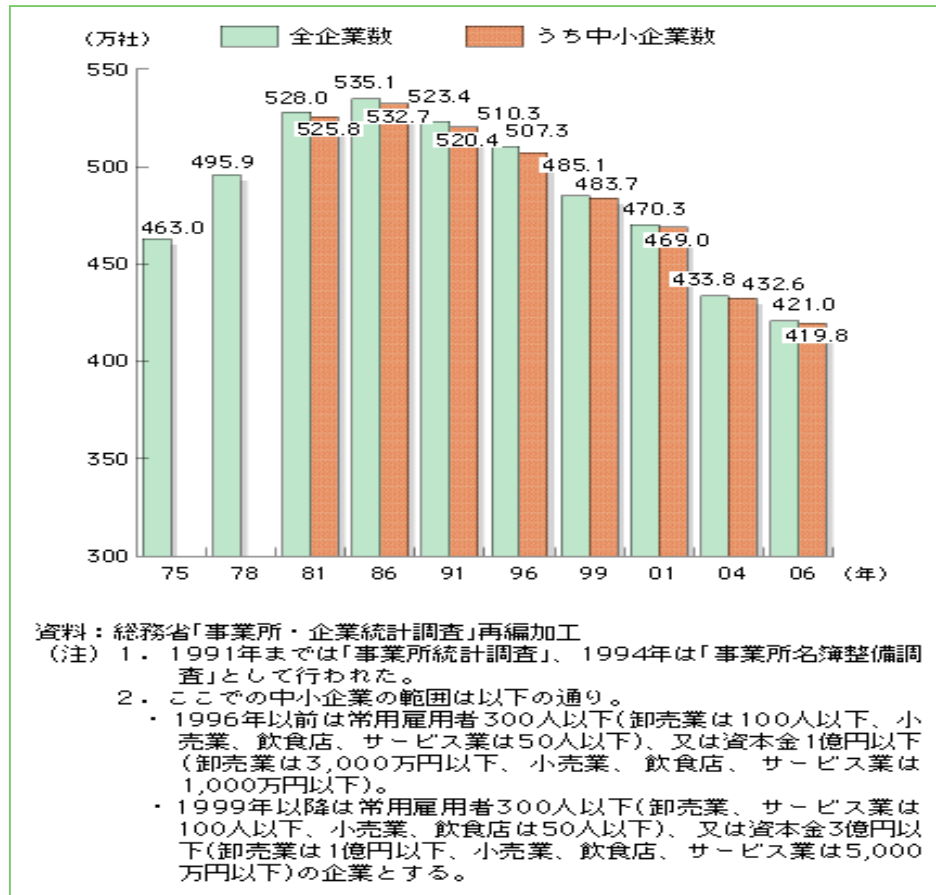
図表:企業関係税制改正・適用スケジュール

	平成26年 2014年	平成27年 2015年	平成28年 2016年	平成29年 2017年	平成30年 2018年
生産性向上設備投資促進税制	H26.1.20～H29.3.31 →				
中小企業投資促進税制の拡充と延長	現行～延長～H29.3.31 →				
復興特別法人税の廃止	現行～平成26年3月廃止 →				
交際費の飲食費50%損金算入可能化	現行～延長～H28.3.31 →				
給与を増加させた場合の減税制度の要件緩和と延長	平成25年度にさかのぼって適用可～平成30年3月末 →				

3 . 家族の中でも増・減税が入り混じる世の中に！？ 法人税（↓）所得税（↑）資産税（↑）消費税（↑）

- 役員報酬はいくらに設定するのが得策なのか？
 - ・ 法人所得1,000万円、役員報酬1,500万円の場合
法人税率30.03% 所得税率26.10% (社保含まず)
 - ・ 法人所得 700万円、役員報酬1,800万円の場合
法人税率27.61% 所得税率29.03% (社保含まず)
- 所得税の最高税率の引き上げ(H26年分～)
- 相続税の基礎控の見直し(H27年分～)
- 消費税の税率UP (H26.4～、H27.10～)

4 . 中小企業の数、20年間で110万社も減少している(-"-) ~ 極端な寡占化の波 ~



1986年：約532万社



2006年：約420万社
 どうなっちゃうの!?



2014年：(??)

中小企業を顧客としたビジネスも激変!?

いつしか、供給 需要に

出典：中小企業白書2008 第1-1-30図(2)

5 . タイムリーで妥当な提案は、お客様と経営環境の正しい「現状認識」から始まる！

- 成長企業(投資企業)は、「内部と周り」を冷静に見ている！「いまどきの環境」を冷静に見てみよう！

「あと6年」の勝負

なんでも値上がり、でも、値上げは怖い

消費税増税

仕事はあるけど人手不足

6 . いまこそ、「心理的デフレ後遺症」をお客様と一緒に克服しなければならない！

- お客様に「どうせ、どこの会社もこんげ感じらる？」と言われたら…
- 卸売業 小売業 製造業 サービス業と忍び寄る「寡占化の波」に負けるな！
- 製造業の三重苦とは！？
- 誰でもできる！？ 愛想笑い、低価格、コストダウン受諾、そして、雇用と納税の放棄…
- 「販売不振」は、経営者の思考の問題ではないか？
- 設備投資は、回収できて初めて成功といえる
- いまこそ自社の成長戦略を考え実行せよ！

8 - . 前代未聞の設備投資減税！「生産性向上設備投資促進税制」等の特徴とは

- 「生産性向上設備投資促進税制」3つの特徴とは
- 特徴 対象者の範囲が広い
 - ☑青色申告する法人・個人事業主であればOK
 - ☑業種業態企業規模の制限がない
 - ☑製造業 + 建設業・流通業・農業等々幅広く適用
- 特徴 対象設備の範囲が広い
 - ☑機械 + 建物・ソフトウェア等々まで広範な設備が対象
 - ☑建物本体も対象となる点に注目！
- 特徴 税制措置の範囲が広い
 - ☑即時償却or税額控除5%の選択適用
 - ☑中小企業投資促進税制との併用が可能！

8 - . 前代未聞の設備投資減税！「生産性向上設備投資促進税制」の特徴とは

■生産性向上設備投資促進税制の創設(案) [所得税でも同様の措置を講じます]

生産性の向上につながる設備投資を行った場合に、即時償却又は5%若しくは3%税額控除ができる税制措置を創設します。

[産業競争力強化法の施行日(平成26年1月20日)から平成29年3月31日までの間に取得等をする設備等について適用予定]

先端設備

最新モデルかつ生産性向上要件(旧モデル比で年平均生産性1%以上向上)を満たすもの

生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

投資計画上の投資利益率が15%以上(中小企業者等は5%以上)であることの経済産業局の確認を受けたその投資計画に記載されているもの

【改正案】産業競争力強化法の施行日(平成26年1月20日)から平成29年3月31日までの間に取得等をした設備等について、以下の特別償却(即時償却)又は税額控除

設備等の種類	~28.3.31	~29.3.31
機械装置 など	即時償却 又は5%税額控除	50%特別償却 又は4%税額控除
建物、 構築物	即時償却 又は3%税額控除	25%特別償却 又は2%税額控除

※ 平成26年3月31日以前に終了する事業年度において取得等をした設備等については、平成26年4月1日を含む事業年度において相当額の償却又は税額控除ができる。

8 - 前代未聞の設備投資減税！「生産性向上設備投資促進税制」の特徴とは

図表:「生産性向上設備投資促進税制」の対象設備の要件

設備等	先端設備要件	取得規模等の要件
機械装置	販売開始 10年以内	1台または1基:160万円以上
工具	販売開始 4年以内	それぞれ1台または1基:120万円以上(それぞれ1台または1基が30万円以上でかつ一事業年度の合計額が120万円以上のものを含む)
器具備品*1	販売開始 6年以内	
建物・ 建物付属設備	販売開始 14年以内	それぞれ120万円以上*2
ソフトウェア*3	販売開始 5年以内	それぞれ70万円以上*4

*1 サーバーは中小企業者等のみ。

*2 付属設備に関しては、ひとつの取得価額が60万円以上でかつ一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。

*3 中小企業者等に限り。

*4 ひとつが30万円以上でかつ一事業年度の合計額が70万円以上のものを含む。

9 . 前代未聞の設備投資減税！既存の制度も拡充・延長され、一部重複適用も可能に

■中小企業投資促進税制の拡充・延長(案) [所得税でも同様の措置を講じます]

現行制度の適用期限を3年間延長するとともに、特定機械装置等のうち、生産性の向上につながる設備等の取得又は製作をした場合には、即時償却又は7%税額控除(資本金3,000万円以下の法人は10%)ができる措置を追加します。

[産業競争力強化法の施行日(平成26年1月20日)から平成29年3月31日までの間に取得又は製作をする設備等について適用予定]

【現行制度の概要】

中小企業者等が特定機械装置等の取得等をした場合には、取得価額(下記⑤は取得価額の75%)の30%の特別償却又は7%の税額控除(資本金3,000万円以下の法人のみ。1年繰越可)ができる。

(特定機械装置等)

- ① 160万円以上の機械装置
- ② 120万円以上の一定の工具、器具備品
- ③ 70万円以上の一定のソフトウェア
- ④ 車両総重量3.5t以上の貨物自動車
- ⑤ 内航海運業の用に供される船舶

【改正案】

左記①～③の特定機械装置等が、生産性向上設備投資促進税制の対象設備等である場合には、以下の特別償却又は税額控除ができる。

資本金	現行	改正案
3,000万円超1億円以下	30%特別償却 (税額控除なし)	即時償却 又は7%税額控除
3,000万円以下	30%特別償却 又は7%税額控除	即時償却 又は10%税額控除

※ 平成26年3月31日以前に終了する事業年度の投資分については、平成26年4月1日を含む事業年度において相当額の償却又は繰越税額控除ができる。

10. 交際費のうち飲食費の50%が損金算入可能に！

■交際費課税の緩和・延長(案)

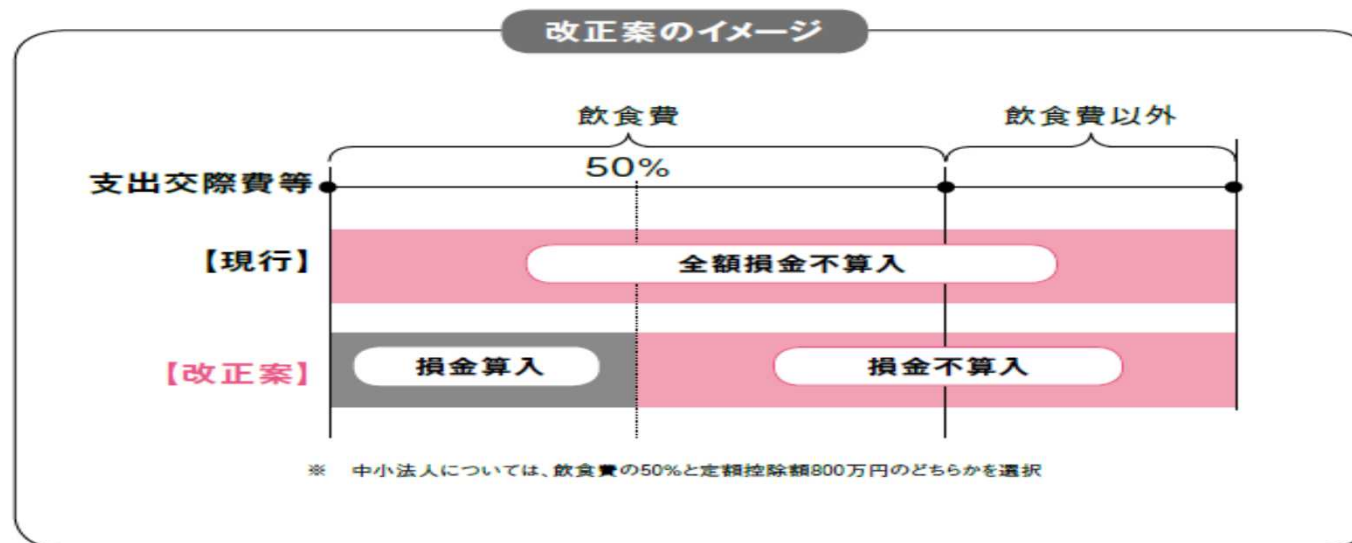
現行制度の適用期限を2年間延長するとともに、交際費のうち飲食のための支出の50%を損金算入可能とします。

(注) 中小法人については、現行の定額控除(800万円)との選択制

[平成26年4月1日以後に開始する事業年度について適用予定]

参考 現行制度の概要

法人が支出する交際費等(一人当たり5,000円以下の飲食費等を除く。)は、原則として全額損金不算入。ただし、中小法人については、800万円に達するまでの全額損金算入可。



1 1 . 所得拡大促進税制の見直し・・・ 給与支給総額 2 %以上の増加で減税に！

参考 現行制度の概要

基準年度と比較して、5%以上、給与等支給額を増加させた場合には、当該支給増加額の10%を税額控除(法人税額の10%(中小企業等は20%)を限度)できる

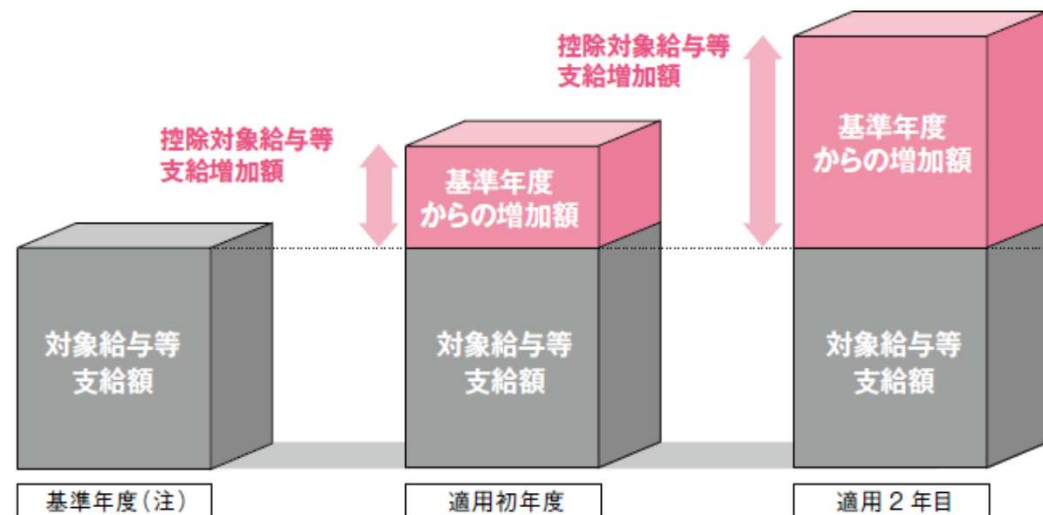
【改正案】
平成25・26年度：2%以上
平成27年度：3%以上
平成28・29年度：5%以上

【要件】

- (1)基準年度と比較して 5%以上 給与等総支給額が増加
- (2)給与等総支給額が前年度以上であること
- (3)平均給与等支給額が前年度以上であること

【改正案】
継続雇用者に対する給与等に見直した上で「前年度を上回ること」に変更

控除対象給与等支給増加額の10%を税額控除



(注)基準年度とは、平成25年4月1日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度をいいます。

12 . 給与所得控除の上限額引き下げ . . . 高収入の会社員は大打撃！共働き奨励！？

図表：給与所得控除の縮小

—	現行	平成28年分	平成29年分
上限が適用される給与収入	1,500万円超	1,200万円超	1,000万円超
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

図表：給与所得控除の縮小による負担増

年収	現在の税負担 (所得・住民税)	平成28年 負担増分	平成29年 負担増分
1,200万円	170万円	0円	3.2万円増
1,500万円	267万円	6.6万円増	11万円増
2,000万円	486万円	6.6万円増	11万円増
3,000万円	970万円	7.6万円増	12.7万円増

* 夫婦と子ども2人のケースで計算。子ども(特扶十一扶)

13 . ゴルフ会員権等の譲渡損失の損益通算の廃止

- 譲渡損失　その他の所得は損益通算ができる
- 「生活に通常必要でない資産」を譲渡した際の損失は従来より損益通算できなかった
- H26.4.1～は、「生活に通常必要でない資産」の範囲に「趣味・娯楽・保養または鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産」が追加された

14 . 少額投資非課税制度 (N I S A) の 口座開設を柔軟化 N I S A の概要とは

■NISAの利便性向上のための見直し(案)

NISA(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)について、1年単位でNISA口座を開設する金融機関の変更を可能にするとともに、NISA口座を廃止した場合にNISA口座の再開設を可能にします。

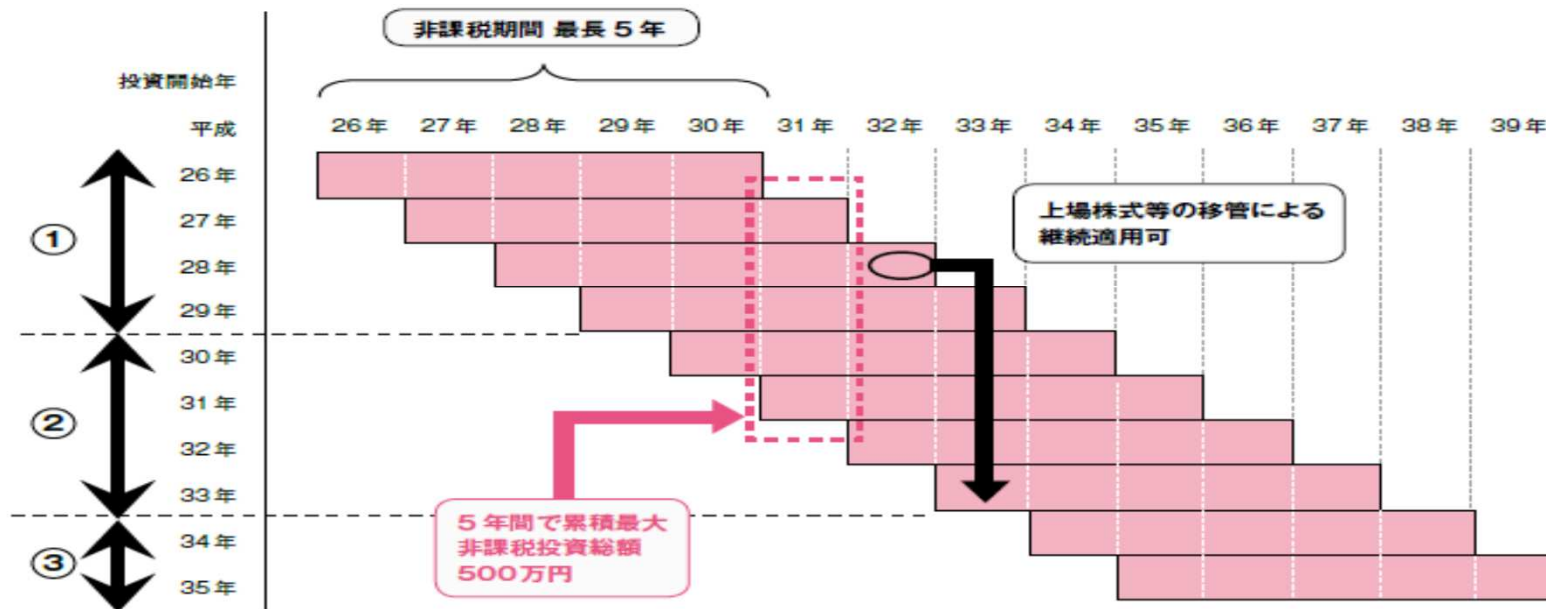
[平成27年1月1日から適用予定]

NISAの概要

- 1.非課税対象 : 非課税口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益
- 2.開設者(対象者) : 口座開設の年の1月1日において満20歳以上の居住者等
- 3.非課税投資額 : 毎年、①新規投資額及び②継続適用する上場株式等の時価の合計額で100万円を上限
- 4.非課税投資総額 : 最大500万円 (100万円×5年間)
- 5.口座開設期間 : 平成26年から平成35年までの10年間(毎年新たな口座開設は不要※1)
- 6.保有期間 : 最長5年間、途中売却は自由(ただし、売却部分の枠は再利用不可)

14. 少額投資非課税制度 (NISA) の口座開設を柔軟化

<NISAのイメージ>



〈現行制度〉

- ①②③の各期間内では、
- (1) NISA口座開設金融機関の変更はできない。
 - (2) 一旦NISA口座を廃止した場合には口座の再開設はできない。

〈改正案〉

- (1) NISA口座開設金融機関の毎年の変更を可能にする。(※2)
- (2) NISA口座を廃止した場合でも、NISA口座の再開設を可能にする。(※3)

15 . 自動車関連税制の見直し

図表:軽自動車税率の引き上げ

	現行 H27.3まで購入	H27.4 以降に購入	新車登録後 13年超 * 1
自家用車 の年税額	7,200円	10,800円	12,900円
営業用貨物車 * 2の年税額	3,000円	3,800円	4,500円

* 1 平成28年度分以後に適用

* 2 いわゆる軽トラック等

図表:自動車取得税率の引き下げ

	~H26.3.31	H26.4.1~
自家用自動車 (軽は除く)	5%	3%
営業用および 軽自動車	3%	2%

* 自動車取得税は消費税率10%UP時に廃止される予定

15 . キレル金融機関担当者はここが違う！ (あくまで主観です^^;)

- 他人事意識を持っていない(地域～会社～個人すべてに対応している)
- 人脈を持っている(経営者・行政機関・専門家)
- 時間とお金は同じくらい価値のある投資だとわかっている
- 見た目に関係なく、なぜだか仕事を頼みやすい
- 対応が遅く感じない・・・なぜ？
- 決算書の本質を理解している
- マクロとミクロ経済の違いを理解している

ご静聴ありがとうございました。



税理士法人近藤まこと事務所

PURE HEART SURE BUSINESS

課題解決型経営相談・事業承継・経営再建支援・成長志向型企业支援に
こだわりのある事務所です！

中小企業診断士・税理士 近藤 信

〒950-1101 新潟市西区山田3081番地6 Pure Heart Bldg.

TEL 025-378-4075 FAX 025-378-4077

e-mail m-kondo@tkcnf.or.jp <http://charisma-z.com> new

Copyright(C)2014 Makoto Kondo Tax Office All rights reserved.

本資料の内容に関しては、財務省発行(H26.2月)の資料に基づいております。そのため、H26.6月現在には適用されている制度に関する(案)と表記されている箇所があることをご了解ください。また、本資料の情報に基づき行われた事象の結果について当方は責任を負いかねます。何卒ご理解いただけますようお願いいたします。